

# 船舶事故調査報告書

平成30年3月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年11月28日 07時20分ごろ
発生場所	宮城県気仙沼市クガイ埼西方沖 陸前御崎岬灯台から真方位227°1,220m付近 (概位 北緯38°51.0′ 東経141°39.8′)
事故の概要	漁船JF成平丸は、たこ籠の操業中、風浪に圧流され、岩場に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年12月4日、主管調査官（仙台事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 JF成平丸、0.5トン MG3-47138（漁船登録番号）、宮城県北部施設保有漁業協同組合、個人（船舶借入人） 第210-56288号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型、特殊、特定
負傷者	なし
損傷	船底外板に破口、両舷の外板に破損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 4～5、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期、波向 南、波高 約2～3m、潮流 北流
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、クガイ埼西方沖において、船首を北西に向け、たこ籠の幹縄に沿って南南東方に後進で移動しながらたこ籠の揚収中、南からの風が急に強まり、船尾方からの波が高くなって船尾部が上下動した際、幹縄が船底の下方に潜り込んでプロペラに絡まり、船外機の運転ができなくなった。</p> <p>船長は、幹縄をプロペラから外そうとしていたところ、一端を幹縄に、他端を錘につながれた瀬縄が海底近くの錘付近で切れ、本船が風浪により圧流されて付近の岩場に乗り揚げたので、携帯電話で家族に連絡し、家族から依頼を受けて来援した僚船に救助された。</p> <p>本船は、その後、風浪により転覆し、後日、岩場から船体が引き出されて気仙沼市小鯖漁港にえい航された。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.15m、船尾約0.20mであった。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、本船にアンカー及びパラシュートアンカーを備えていたが、本事故当時、本船が圧流される速力が速く、投入する時間的余裕がなかった。</p> <p>船長は、風が急に強まって波が高くなった時、早めに漁を切り上げ</p>

	て帰港すれば良かったと、本事故後に思った。
<b>分析</b>	<p>本船は、たこ籠漁の目的で後進しながらたこ籠の揚収中、幹縄が船外機のプロペラに絡んで船外機の運転ができなくなったことから、瀬縄が切れた際、風浪に圧流されて岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>本船は、風浪が急に高まって船尾部が上下動した際に幹縄が船底に潜り込んだことから、幹縄が船外機のプロペラに絡んで船外機の運転ができなくなったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、たこ籠漁の目的で後進しながらたこ籠の揚収中、幹縄が船外機のプロペラに絡んで船外機の運転ができなくなったため、瀬縄が切れた際、風浪に圧流されて岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁労中に風浪が高くなったときは、早めに漁を切り上げて帰港すること。</li> </ul>